

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則（漁港課）
- 国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則（管理課）
- 鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則（河川課）
- 河川法施行細則の一部を改正する規則（〃）
- 港湾法施行細則の一部を改正する規則（港湾課）
- 鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則（砂防利水課）

### 公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

- 一 県が管理する漁港区域における土砂採取料の額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	単 位	採 取 料	
		現 行 額	改 正 後 額
土 砂	一立方メ ートルに つき	九二円	一〇三円
		一三三円	一四四円
栗 石	一個につ つき	九二円に長径が五 〇センチメートル を超える二〇セン チメートルまでご とに九二円を加算 した金額	一〇三円に長径が 五〇センチメー ルを超える二〇セ ンチメートルまで ごとに一〇三円を 加算した金額
		一三三円	一四四円
転 石	一個につ つき		

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

- 一 県が管理に要する経費を負担する国有土地の使用料及び当該土地の産出物の採取料の額を次のとおり引き上げることとした。

### 1 使用料

◇鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則  
 一 海岸工事等の完了届出書の様式を定めることとした。

二 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

区 分	単 位	採 取 料	
		現 行	改 正 後
土 砂	一立方メートルにつき	九二円	一〇三円
栗 石	一立方メートルにつき	一三三円	一四四円
転 石	一個につき	九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額	一〇三円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに一〇三円を加算した金額

2 採取料

区 分	単 位	金 額	
		市 区 域	町 村 の 区 域
耕 作 地	使用面積一平方メートルにつき一年	八円	九円
		現 行	改 正 後
		五円	七円
		現 行	改 正 後

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

区 分	単 位	採 取 料	
		現 行	改 正 後
土 砂	一立方メートルにつき	九二円	一〇三円
栗 石	一立方メートルにつき	一三三円	一四四円
転 石	一個につき	九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額	一〇三円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに一〇三円を加算した金額

2 土石採取料

区 分	単 位	占 用 料	
		市 区 域	町 村 の 区 域
耕 作 地	占有面積一平方メートルにつき一年	八円	九円
		現 行	改 正 後
		五円	七円
		現 行	改 正 後

1 占用料

二 知事が管理する海岸保全区域内における占用料及び土石採取料を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

(第六条及び新様式第五号関係)

三 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇河川法施行細則の一部を改正する規則

- 一 河川工事等の完了届出書の様式を定めることとした。(第六  
条及び別記様式関係)
- 二 河川区域内における土地占用料及び河川産出物採取料の額を  
次のとおり引き上げることとした。(別表第二関係)

1. 土地占用料

区 分	単 位	金 額	
		市 の 区 域	町 村 の 区 域
耕 作 地	占 用 面 積 一 平 方 メ ー トル に つ き 一 年	現 行	現 行
		改 正 後	改 正 後
		八 円	五 円
		九 円	七 円

2 河川産出物採取料

区 分	単 位	金 額	
		現 行 <th>改 正 後 </th>	改 正 後
土 砂	一 立 方 メ ー トル に つ き	九 二 円	一 〇 三 円
		一 三 三 円	一 四 四 円
栗 石	一 立 方 メ ー トル に つ き	一 三 三 円	一 四 四 円
		一 三 三 円	一 四 四 円

転  
石

一  
個  
に  
つ  
き

九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額  
一〇三円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに一〇三円を加算した金額

三 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇港湾法施行細則の一部を改正する規則

- 一 県が管理する港湾区域における占用料及び土砂採取料の額を  
次のとおり引き上げることとした。

1 占用料

区 分	単 位	金 額	
		市 の 区 域	町 村 の 区 域
耕 作 地	占 用 面 積 一 平 方 メ ー トル に つ き 一 年	現 行	現 行
		改 正 後	改 正 後
		八 円	五 円
		九 円	七 円

2 土砂採取料

区 分	単 位	金 額	
		現 行 <th>改 正 後 </th>	改 正 後
土 砂	一 立 方 メ ー トル に つ き	九 二 円	一 〇 三 円
		一 三 三 円	一 四 四 円
栗 石	一 立 方 メ ー トル に つ き	一 三 三 円	一 四 四 円
		一 三 三 円	一 四 四 円

栗石		一三三円	一四四円
転石	一個につき	九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額	一〇〇三円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに一〇三円を加算した金額

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

- 一 砂防指定地内における土砂等の採取料を次のとおり引き上げることとした。

区 分	単 位	採 取 料	
		現 行 額	改 正 後 額
土 砂	一立方メートルにつき	九二円	一〇三円
栗石	一個につき	一三三円	一四四円
転石	一個につき	九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額	一〇三円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに一〇三円を加算した金額

二 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「九二円」を「一〇三円」に、「一三三円」を「一四四円」に改め、同表の備考五を次のように改める。

五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により、非課税とされる占用以外の占用に係る一件の占用料の額は、この表の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額とするものとする。

別表の備考六を削る。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「八円」を「九円」に、「五円」を「七円」に改め、同表の二中「九二円」を「一〇三円」に、「一三三円」を「一四四円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「知事に届け出て」を「速やかに、様式第五号による届出書を知事に提出して、」に改める。

第九条中「様式第五号又は様式第六号」を「様式第六号又は様式第七号」に改める。

第十条中「様式第七号又は様式第八号」を「様式第八号又は様式第九号」に改める。

別表一中「八円」を「九円」に、「五円」を「七円」に改め、同表の二中「九二円」を「一〇三円」に、「一三三円」を「一四四円」に改め、同表の備考五中「又は採取料」を削る。

様式第八号を様式第九号とし、様式第七号を様式第八号とし、様式第六号を様式第七号とし、様式第五号を様式第六号とし、様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号

海岸工事等完了届出書

職 氏 名 殿

海岸法第 条第 項の規定による

(許可承認  
命 令 承 協 議)

に係る工事等が完了したの

で、鳥取県海岸法施行細則第6条(第1項(第2項)の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者

住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名)

郵便番号□□□□—□□

記

許可等の年月日及び番号	年 月 日	第 号
許可等の内容	海岸名	地区海岸
	海岸	
工事等の場所		
工事等の完了年月日	年 月 日	年 月 日
※検査年月日	年 月 日	年 月 日
※検査員職氏名		
※特記事項又は指示事項		

備考 ※の欄は、検査員において記入すること。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「知事に届け出て」を「速やかに、別記様式による届出書を知事に提出して、」に改める。

別表第二の二中「八円」を「九円」に、「五円」を「七円」に改め、同表の三中「九二円」を「一〇三円」に、「一三三円」を「一四四円」に改める。

別表第二の次に次の様式を加える。

別記様式(第6条関係)

河川工事等完了届出書

職 氏 名 殿

河川法第 条第 項の規定による <sup>(許可)</sup><sub>(水</sub>(水協議令)に係る工事等が完了したの

で、河川法施行細則第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号□□□□□□

届出者 住 所 氏 名

氏 名

(法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名)

記

許可等の年月日及び番	年 月 日	第 号
許可等の内容	河川名	級河川
工事等の場所	左岸 右岸	川水系
工事等の完了年月日	年 月 日	
※検査年月日	年 月 日	
※検査員職氏名		
※特記事項又は指示事項		

備考 ※の欄は、検査員において記入すること。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表の(一)中「八円」を「九円」に、「五円」を「七円」に改め、同表の(二)中「九二円」を「一〇三円」に、「一三三円」を「一四四円」に改め、同表の備考五中「又は採取料」を削る。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年四月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の中「九二円」を「一〇三円」に、「一三三円」を「一四四円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】